

2008年4月1日

各位

株式会社日立メディコ  
執行役社長 浜松 潔

## コンプライアンス経営の徹底について

昨日、公正取引委員会から、エックス線装置の販売をめぐる独占禁止法違反行為(不当な取引制限)に関して、当社が「課徴金減免制度」(リニエンシー)の適用を受けた旨、公正取引委員会のホームページ上にて公表されました。

当社は、かねてより独占禁止法の遵守に取り組んでまいりましたが、2007年1月、本件に関する社内調査の過程におきまして、誠に遺憾なことではあります。当該装置の販売に関して独占禁止法に違反する談合への当社の関与が明らかとなりました。この事態を受け、当社といたしましては、「法令遵守の徹底」という経営の基本方針に立ち返り、改めるべきことは直ちに改めることとし、公正取引委員会に対し、かかる社内調査結果を自主的にご報告するとともに、課徴金減免制度の適用申請を行い、当該適用を認められました。

当社は、入札談合への関与ならびに課徴金減免制度の適用申請等につきまして、直ちに公表し、当社としての立場を明確にしたいと考えておりましたが、「課徴金減免制度」に関する公正取引委員会規則により、公正取引委員会からの公表がなされるまで、当社としてのご報告ができず、本日に至るまで公表を差し控えておりました。

お客さまをはじめ、株主の皆さま、その他関係者の皆さまには多大なるご心配とご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、2007年1月以降、経営会議で独占禁止法違反行為の根絶を改めて宣言し、全営業員に示達し法令遵守の再徹底を図りました。また、当社は、民間営業、公共営業を問わずコンプライアンス体制を強化すべく「営業コンプライアンス推進部」を設置し、特に公共入札に関しては、その全ての案件を同部署に事前報告させる体制を整備いたしました。更に、コンプライアンス教育にもより一層力を入れるなどして法令遵守のさらなる徹底を図ってまいりました。

今回は、当社に対し公正取引委員会による課徴金納付命令のみならず、排除措置命令も出されないこととなりましたが、当社といたしましては、引き続き入札談合やカルテルへの関与等の独占禁止法違反となる行為の再発防止の一層の徹底はもとより、コンプライアンス遵守の経営の一層の徹底に全社一丸となって取り組んで参りますので、皆さまの温かいご理解と倍旧のご支援を賜ります様、あわせてお願い申し上げます。